

## 後志利別川公募型樹木等採取試行への参加者募集要項

令和 5 年 10 月 23 日

函館開発建設部今金河川事務所

後志利別川では、河川内の樹木を資源として有効に利用する観点から、採取した樹木をバイオマス燃料や製品の原料などとして活用していただける企業や住民を広く募集し、一定の条件を満たす方に採取を許可する「公募型樹木等採取」を試行します。

本試行により採取した樹木等については、自家消費などの制約はありません。採取者の判断で使用や加工或いは販売などを行うことができます。

この試行に参加を希望される方は、以下の【応募要領】を確認のうえ「応募様式」に必要事項を記入のうえ期日までに応募してください。

### 【応募要領】

#### 1. 応募方法

公募型樹木等採取の試行に参加を希望される方は、別紙「応募様式」に必要事項を記入し、令和6年3月11日迄に郵送又はFAXにて以下の宛先まで応募してください。

#### 応 募 先

郵 送：〒049-4308 瀬棚郡今金町字今金 4 1 4 - 7  
函館開発建設部 今金河川事務所 河川課 宛  
F A X：0137-82-2164

#### 2. 応募資格

以下の不適格事項のいずれにも該当しないこと。

- イ) 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者
- ロ) 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条又は 71 条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者
- ハ) 公募期間中において、会社更生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- ニ) 直近1年間の税を滞納している者
- ホ) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

### 3. 樹木等採取の概要

- イ) 採取期間：令和6年4月1日～令和6年7月19日
- ロ) 採取予定場所：後志利別川右岸豊田橋下流の高水敷
- ハ) 採取可能面積：約76,000㎡
- ニ) 主な樹種：ヤナギ類が主体
- ホ) 想定される採取量：直径10cm程度の丸太材が300㎡当り1m3程度
  - ※ 採取期間、採取予定場所、採取可能面積、想定される採取量などは変更する場合があります。
  - ※ 想定される採取量は実際の採取量と異なります。

### 4. 樹木等採取者の選定方法

応募の中から、応募資格に適合と樹木等採取の効果(採取面積や時期、工程などを勘案して判断します)や確実性などを総合的に判断し、試行に参加される方を選定いたします。

選定結果につきましては、令和6年3月22日迄に郵送、FAX又は電話で通知いたします。

### 5. その他

- イ) 応募様式への記載内容(応募資格や樹木等採取方法)などを確認するため、直接お電話等により担当者が聞き取りする場合があります。
- ロ) 試行への参加者として選定された場合には、採取に先立ち採取方法や作業工程等について今金河川事務所と事前に協議したうえで、河川法第25条に基づき、許可申請書を提出する必要があります。詳細については、選定結果の通知後、今金河川事務所の担当者より連絡いたします。
- ハ) 採取料については、採取作業工程等により有料となる場合があります。
- ニ) 本試行は出水やその他やむを得ない事情により、河川管理者の判断で中止する場合があります。
- ホ) 本試行中に、自損事故又は第三者に損害を与えた場合には参加者がその責任を負います。また、堤防等の河川管理施設を破損した場合などは現状に復旧してもらう場合があります。
- ヘ) 採取に関わる費用(採取費用およびそれに関わる費用)は自己負担となります。
- ト) 本試行に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

#### 問い合わせ先

函館開発建設部 今金河川事務所 河川課

電話：0137-82-0041

FAX：0137-82-2164

# 応募様式

令和〇〇年〇〇月〇〇日

函館開発建設部 今金河川事務所長 殿

応募者

住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇郡〇〇〇町字〇〇 〇〇番地〇〇号

氏名又は

代表者名 〇〇 〇〇

印

(会社名) ( )

会社名は、法人として応募する  
場合に記載してください。

令和 年 月 日付けで公募された、河川敷地内の樹木伐採について応募します。

## 記

1. 河川の名称及び区画番号 希望する区画番号 (R⑦ R⑧ R⑨) を○で囲んでください。

第1希望 区画番号 : R⑦ R⑧ R⑨ (河川名：後志利別川) (面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>程度)

2. 伐採木の使用目的

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

薪ストーブ

その他の目的 ( )

3. 採取を希望する河川産出物の種類： 樹木 (ヤナギ類)

4. 現地の確認状況

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

確認済み

未確認

5. 採取の方法

以下の項目で該当箇所にチェックを記載。

(伐採方法)  チェンソーにより伐採を行う。

- ノコギリにより伐採を行う。
- その他の方法により伐採を行う。(伐採方法： )
- (小割方法)  伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、人力によりトラックまで運搬する。  
 伐採した樹木は、倒木箇所で小割りし、キャリア等によりトラックまで運搬する。  
 その他の方法 ( )
- (運搬方法)  伐採材は、軽トラックにより日々搬出する。(積込方法： )  
 伐採材は、( t) トラックにより日々搬出する。(積込方法： )  
 その他の方法 ( )
- (伐採順序)  通路脇から順次伐採を行う。  
 その他の伐採順序 ( )
- (枝葉処理)  発生した枝葉は、伐採材と一緒に持ち帰り利用する。  
 発生した枝葉は、決められた場所に集積する。  
 その他の処理 ( )

※上記以外に作業に関する事項があれば記載する。

## 6. 採取の期間

作業予定期間 : 〇〇月〇〇日 ~ 〇〇月〇〇日 (のうち 〇日間) を予定

## 7. 応募者の連絡先

連絡先 (携帯可) : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

緊急連絡先 : 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX : - -

メールアドレス : \_\_\_\_\_@\_\_\_\_\_

なお、FAX、メールアドレスは、ある場合のみ記載。

## 8. 公募伐採の応募資格について、該当箇所にすべてチェック を記載。

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者ではない。
- 公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

以上